

新しい制度の下での「法定事務」も  
実務を通じて学べば、理解と自信が深まります!

# 給与計算実務と

# 社会保険手続きの進め方講座

## 講座内容

給与計算実務と社会保険の手続きは、どんな小さな会社でも、必ず発生する基幹業務です。

本講座では、マイナンバーに対応した給与計算と社会保険の手続きについて触れながら、給与計算の基本ルールを、演習問題を交えて、基礎から分かりやすく解説いたします。

また、毎年必ずある社会保険の手続き、社会保険料率の変更、関連する法律の改正など、人事担当者が把握しておかなければならない法改正のポイントも、解説いたします。



電卓持参

こんな方におすすめ

- 給与計算を初めて行う方
- 給与計算の基礎を学びたい方
- 社内で必要な社会保険・労働保険の基礎を学びたい方
- 給与計算および社会保険の手続きをご担当されている方

1. 社会保険って何？
  - ①社会保険、労働保険のしくみ
  - ②社会保険に加入する人、しない人
  - ③労働保険に加入する人、しない人
2. 従業員が入社するとき
  - ①雇用保険加入手続き
  - ②社会保険加入手続き
  - ③最初の給与計算
3. 従業員が退職するとき
  - ①雇用保険喪失手続き
  - ②社会保険喪失手続き
  - ③最後の給与計算
  - ④源泉徴収票発行
4. 在職中従業員の社会保険の手続き
  - ①労働保険料申告
  - ②算定基礎届
  - ③月額変更届
  - ④賞与支払届
  - ⑤社会保険料免除
  - ⑥養育期間特
5. 在職中従業員の給与計算
  - ①毎月の給与計算(勤怠・支給・控除)
  - ②賞与計算
  - ③年末調整

講座では随時変わる法改正情報もお伝えします

## 実施要項

日時 ● 2026年6月16日(火)午後1時30分～4時30分

会場 ● タスパークホテル長井 会議室 (長井市館町北6-27 ☎0238-88-1833)

受講料 ● 法人会会員 無料、その他1名1,000円

(テキスト代含む) 新品タオル1本のご寄付をお願いします

講師 ● 特定社会保険労務士・(株)ベストアビリティ取締役 竹山 文氏

申込み ● 下記申込書に記入し、6月9日(火)まで法人会事務局へ申込み下さい。

主催 (公社)長井法人会 〒993-0011 長井市館町北6-27  
TEL 0238-88-3960 FAX 88-3823

(キリトリ線)

Fax. 88-3823

「給与計算実務と社会保険手続きの進め方講座」申込書

会社名		電話	
住所		FAX	
参加者	会員確認	法人会会員・非会員	
参加者	受講料	円	

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。